作成日平成 13 年 3 月 12 日
改訂日平成 27 年 5 月 1 日

安全データシート

1．製品及び会社情報

製　品　名	：カナロン
主　用　途	：機械部品の防錆・潤滑用
会　社　名	：片山チエン株式会社
住　　　所	：東大阪市本庄西２丁目３番４３号
担 当 部 門	：営業部 DOLS 課
電 話 番 号	：06-6743-2312　　FAX 番号　06-6748-2464
受 付 日 時	：月曜日～金曜日　　9:00～17:00
緊急連絡先	：06-6743-2312
整 理 番 号	：3-S-0301-6

2．危険有害性の要約

【ＧＨＳ分類】

可燃性/引火性エアゾール	区分１
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分２
生殖細胞変異原性	区分２
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分３（麻酔作用）（噴射剤）
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分２（肺・皮膚）

【ラベル要素】

絵表示又はシンボル　：

注意喚起語　：危険

危険有害性情報　：H222:極めて可燃性/引火性の高いエアゾール
H229:高圧容器：熱すると破裂のおそれ
H319:強い眼刺激
H341:遺伝性疾患のおそれの疑い
H336:眠気またはめまいのおそれ
H373:長期にわたる、または反復暴露による肺、皮膚の障害の恐れ

【注意書き】

安全対策　：P201:使用前に取扱説明書を入手すること。
P202:すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
P210:熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
P211:裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
P251:加圧容器：使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
P260:粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264:取扱い後は手をよく洗うこと。
P271:屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
P280:保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置　：P312:気分が悪い時は、医師に連絡すること。
P314:気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
P304+P340:吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P308+P313:暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
P337+P313:眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
P305+P351+P338:眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後

も洗浄を続けること。

保　　管　　：P405:施錠して保管すること。
P403+P233:換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
P410+P412:日光から遮断し、40℃以上の温度に暴露しないこと。

廃　　棄　　：P501:内容物/容器を、国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

製品の取扱いに際しては、以降の情報を参考に安全対策／応急措置／保管／廃棄に関して十分な配慮を行うこと。

３．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別　：混合物
化　学　名　：石油系炭化水素及び添加剤
成分及び含有量　：

成分		含有量
潤滑油基油		60 質量%以上
潤滑油添加剤		5 質量%以下
噴射剤	プロパン	10 質量%以下
	ノルマルブタン	20 質量%以下
	イソブタン	10 質量%以下
	ジメチルエーテル(DME)	5 質量%以下

化学式または構造式　：混合物につき特定できない。
官報公示整理番号（化審法、労働安全衛生法）：
企業秘密なので記載できない。
ＣＡＳ　Ｎｏ．　：企業秘密なので記載できない。
危険有害成分
ＰＲＴＲ法　：非該当
労働安全衛生法（第 57 条 2 名称を通知すべき危険物及び有害物）：
政令番号　第 168 号　鉱油　約 64 質量%
政令番号　第 482 号　ブタン　約 24 質量%
毒物劇物取締法　：非該当

４．応　急　措　置

吸入した場合　：新鮮な空気の場所に移す。
身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合　：水と石鹸で十分洗い落とす。
皮膚外観に変化がみられたり、刺激が続く場合は医師の診断を受ける。
目に入った場合　：清浄な水で最低１５分間目を洗浄したのち、医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合　：無理に吐かせずに、直ちに医師の診断を受ける。
口の中が汚染されている場合は、水で十分に洗うこと。
最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報
：飲み込むと下痢、嘔吐することがある。
目に入ると炎症を起こすことがある。
皮膚に触れると炎症を起こすことがある。
ミスト・蒸気を吸入すると気分が悪くなることがある。
応急措置をする者の保護　：現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別注意事項：現在のところ有用な情報なし。

５．火災時の措置

消　　火　　剤　：粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、霧状の強化液などが有効である。
使ってはならない消火剤　：冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状の水を用いてはならない。
火災を拡大し、危険な場合がある。
火災時の特定危険有害性　：加熱により容器が爆発する恐れがある。
火災により刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生する恐れがある。
特定の消火方法　：火元への燃焼源を断つ。
周囲の設備等に散水して冷却する。
火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。

火災発生場所周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分に取ること。

消火を行う者の保護 ：消火作業の際は、風上から行い必ず適切な保護具を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項 ：除去作業の際には、作業者は適切な保護具（『８．暴露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い不浸透性の保護意を着用する。

環境に対する注意事項 ：流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

除去方法 ：周囲の着火源を取り除く。漏出源を遮断し、漏れを止める。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃や静電気で火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
容器から漏れが止まらないときは、危険性の無い場所に運び出して放出する。漏出物は密閉できる容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。

二次災害の防止策 ：事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関へ通報する。
周囲の着火源となるものを速やかに取り除くとともに、消火剤を準備する。

７．取扱い及び保管上の注意

取　扱　い

技術的対策 ：換気の良い場所で取り扱う。
周囲での炎、火花、または高温体の使用を禁止する。
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性のものを用いる。
取り扱い後は、手、顔などを良く洗い、うがいをする。
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
『8.暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

注意事項 ：製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。

安全取扱い注意事項 ：使用時には、使用者にかからないように風の流れを背後に受けるようにすること。
換気の良い場所で取り扱うこと。
周辺で火気・スパーク・高温物を使用しないこと。
火炎に向かって噴射してはならない。
温度が高くなる場所に置くと、容器が破裂する恐れがある。
密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置をつけ適切な保護具を付けて作業すること。
静電気対策を行い、作業衣・作業靴等は通電性のものを使用し、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用する。
工具は火花防止型のものを使用する。
容器は、溶接、加熱又は切断しない。
爆発を伴って残留物が発火することがある。
容器を転倒させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取り扱いをしない。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触を避ける。

保　管

適切な保管条件 ：４０℃以上の所や直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。

直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
水回りや湿気の高いところに置くと、缶が錆びて内容物が漏出又は噴出する恐れがある。
火気、熱源、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
危険物の表示をして保管する。
施錠して保管することが望ましい。

適切な技術的対策　：保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
注意事項　：ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触ならびに同一場所での保管を避ける。
安全な容器包装材料　：特になし。

８．暴露防止及び保護措置

設 備 対 策　：取り扱い設備は防爆型を使用する。
排気装置を設けて蒸気が滞留しないようにする。
取扱い場所の近くに目の洗浄および身体洗浄のための設備を設置する。

管 理 濃 度　：設定されていない。(作業環境評価基準：平成 21 年度 厚生労働省告示第 194/195 号)

許 容 濃 度　：日本産業衛生学会 (2010 年版)
時間荷重平均 (TWA) 値　3mg/m^3 (鉱油ミストとして)　(内容液)[1)]
時間荷重平均 (TWA) 値　500ppm (ノルマルブタンとして)　(噴射剤)
：ACGIH (2010 年版)
時間荷重平均 (TWA) 値　5mg/m^3 (鉱油ミストとして)　(内容液)[2)]
時間荷重平均 (TWA) 値　800ppm (ノルマルブタンとして)　(噴射剤)

保護具
呼吸器用の保護具　：必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
手の保護具　：長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
目の保護具　：飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具：長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

適切な衛生対策　：作業中は飲食、喫煙をしない。
休息所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取り扱い後に手、顔等をよく洗う。
濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

９．物理的及び化学的性質

物理的状態
形状　：液体　(内容液)
色　：褐色　(内容液)
臭　い　：鉱油臭あり　(内容液)

物理的状態が変化する特定の温度
沸 騰 範 囲　：データなし
凝 固 点　：データなし
分 解 温 度　：データなし

引　火　点　：２００℃以上 (ＣＯＣ)　(内容液)
－１０４．４～－７３．８℃　(噴射剤/LPG)
－４２．２℃　(噴射剤/DME)

爆 発 特 性
爆 発 限 界　：下限　１容量％ (推定値)　上限７容量％ (推定値) (内容液)
下限　１．８容量％　上限９．５容量％　(噴射剤/LPG)
下限　３．４容量％　上限１８ 容量％　(噴射剤/DME)

蒸 気 密 度　：１．８９５～２．５３８kg/m^3　(１MPa･１５．６℃)　(噴射剤/LPG)
１．５９ (空気＝１)　(噴射剤/DME)

密　　度　：０．８８～０．９０　g/cm^3 (15℃)　(内容液)

溶 解 性　：水に対する溶解度　不溶　(内容液)

オクタノール／水分配係数：データなし

その他のデータ
　揮 発 性　：なし　(内容液)
　初 留 点　：２５０℃　以上　(内容液)
　流 動 点　：－１５℃以下　(内容液)

１０．安定性及び反応性

安　定　性　：４０℃以上になると缶破裂の恐れがある。
通常の条件では安定。
反　応　性　：強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件　：高温・スパーク・裸火の暴露、混触危険物質との接触。
避けるべき材料　：現在のところ有用な情報なし。
危険有害な分解生成物　：燃焼等により一酸化炭素や硫黄酸化物等が発生する可能性がある。
その他　：現在のところ有用な情報なし。

１１．有害性情報

製品の分類については混合物の分類方法に基づいて区分を決定した

急性毒性　経口　：ラット　LD_{50}　5g/kg 以上（基油）[3)]
　経皮　：ウサギ　LD_{50}　5g/kg 以上（基油）[3)]
　吸入(ガス)　：ラット　LC_{50}　277374ppm/4h　（ノルマルブタンとして）
　吸入(蒸気)　：有用な情報なし。
　吸入(ミスト)：ラット　LC_{50}　５mg/L 以上（基油）[3)]
皮膚腐食性/刺激性　：ウサギによる複数の皮膚刺激試験において、皮膚刺激性に区分する結果は得られていない。(基油）[3)]
長期間または繰り返し接触した場合には、皮膚脱脂による皮膚炎を起こす可能性があるので注意すること。(基油)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
：ウサギによる複数の眼刺激試験において、眼刺激性に区分する結果は得られていない。(基油）[3)]
区分１に分類される成分を約１％含有。
呼吸器感作性又は皮膚感作性
　呼吸器感作性　：現在のところ有用な情報なし。
　皮膚感作性　：モルモットを用いた複数の試験（ビューラーテスト）において、いずれも感作性なしとの結果が得られている。(基油）[3)]
生殖細胞変異原性　：広範囲な変異原性試験（in vivo および in vitro）が実施されているが、大部分の結果から変異原性を示す結果は得られておらず、生殖細胞変異原性なしと判断する。(基油）[3)]
区分２に分類される成分を約３％含有。
発 が ん 性　：IARC では、高度精製油はグループ３に分類[4)]され、ACGIH でもほぼ同様の分類がなされている[5)]。EU による評価では発がん性物質としての分類は適用される必要はない（基油）[6)]
また基油について各種動物への皮膚暴露試験から得られた知見により、発がん性はなしと判断されている。(基油）[3)]
生殖毒性　：ラットによる発育毒性および生殖毒性試験から得られた知見により、発育毒性および生殖毒性を示す結果は得られていない。(基油）[3)]
特定標的臓器毒性
　単回暴露　：急性試験による各種特定臓器への単回暴露毒性は認められていない。(基油）[3)]
ヒトにおいて高濃度吸入で麻酔作用または中枢神経系抑制を示すとの記述から、麻酔作用があると考えられる。(噴射剤)
　反復暴露　：経皮及び吸入投与による４週間から２年間の反復毒性試験を行ったが、全身に対する影響は確認できなかった。(基油）[3)]
区分１に分類される成分を約３％含有。
吸引性呼吸器有害性　：本製品は 40℃の動粘性率が 20.5mm^2/s 以下の炭化水素に該当しない。

１２．環境影響情報

製品の分類については混合物の分類方法に基づいて区分を決定した

生態毒性

急性毒性：水にはほとんど溶解しないため、水生生物への汚損を生じる。
魚類(96H)　　LL50　100 mg/L 以上（ﾌｧｯﾄﾍｯﾄﾞﾐﾉｰ）（基油）[3]
甲殻類(48H)　EL50/NOEL　10,000 mg/L 以上（ｵｵﾐｼﾞﾝｺ）（基油）[3]
藻類　NOEL　100 mg/L 以上（ｾﾚﾅｽﾄﾙﾑ）（基油）[3]
基油は難水溶性のため、上記の試験においては調整された WAF（水適応性画分）を試料として用いている。
上記の結果から、基油の水生環境急性有害性はなしと判断する。

慢性毒性：水にはほとんど溶解しないため、水生生物への汚損を生じる。
魚類(14 日間)　NOEL　10mg/L 以上（ﾌｧｯﾄﾍｯﾄﾞﾐﾉｰ）（基油）[3]
甲殻類(21 日間)　EL50/NOEL　10 mg/L 以上（ｵｵﾐｼﾞﾝｺ）（基油）[3]
基油は難水溶性のため、上記の試験においては調整された WAF（水適応性画分）を試料として用いている。
上記の結果から、基油の水生環境慢性有害性はなしと判断する。

残留性/分解性：生分解性試験は 31%(28 日間)であることから、本質的には生分解性を有するが、易分解性ではないと判断される。(基油)

生態蓄積性：高度精製基油については有用な情報がない。

土壌中の移動性：一般的には水に対して浮く性質がある。
基油の類似物質の log KOC は 3 以上と推測され、地表で漏出した油は土壌に吸着されることにより、地下水へ流出することは考えにくい。

オゾン層への有害性：現在のところ有用な情報なし。

他の有害影響：微生物の発光試験（４日間）による発光の抑制は確認されなかった。(基油)[3]

１３．廃棄上の注意

廃棄の際は、中味を使い切り、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを完全に抜いてから捨てること。

残余廃棄物：廃棄物においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分に告知の上処理を委託する。
残余廃棄物は産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制されているので、そのまま埋め立てたり、投棄してはならない。

汚染容器及び包装：容器は内容物を完全に除去した後、リサイクルするか、または残余廃棄物と同様に産業廃棄物として処分を行う。

焼却する場合：安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。(危険物の規制に関する制令第 27 条)
その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

１４．輸送上の注意

国際規制

国連分類：クラス　２．１　（引火性ガス（エアゾール））

国連番号：１９５０

国内規制

陸上：消防法　危険物第４類　第４石油類　危険等級Ⅲ
高圧ガス保安法　　適用除外

海上：船舶安全法　　船舶による危険物の運送基準等を定める告示
高圧ガス

航空：航空法　　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
高圧ガス

輸送の特定の安全対策及び条件
：引火性液体なので「火気厳禁」

容器を４０℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。
容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。
また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。
運搬時の積み重ね高さは３ｍ以下とする。
第１類及び第６類の危険物及び高圧ガスと混載をしない。

１５．適用法令

化　審　法　　　　　：既存化学物質名簿への収載
消　防　法　　　　　：危険物第４類　第４石油類　危険等級Ⅲ
高圧ガス保安法　　　：適用除外
化学物質管理促進法（PRTR 法）：非該当
労働安全衛生法　　　：通知対象物
毒物・劇物取締法　　：非該当
海洋汚染防止法　　　：油分排出規制
下水道法　　　　　　：鉱油類排出規制
水質汚濁防止法　　　：油分排出規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　　　　　　　　　：産業廃棄物規則

１６．その他

引用文献等

1. 許容濃度の勧告(2010)　日本産業衛生学会　産業衛生学会誌
2. Thresholds limit values for chemical substance and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2010)
3. ECHA(European Chemicals Agency), website”ECHA CHEM”, Information on Registered Substances(2010). SDS of EU suppliers(2010)
4. IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(2006)
5. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation (2006)
6. EC 理事会指令「67/548/EEC」の付属書Ⅰ「危険な物質リスト」

・安全衛生情報センター「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」
・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)「GHS 関連情報」
・日本規格協会(JIS) JIS Z 7253 「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
・自社製品測定データ、社内情報

製造者情報

会 社 名 ：ヤナセ製油株式会社
住　　所 ：大阪市城東区関目４丁目８番１９号
電話番号 ：06-6939-1251　ＦＡＸ番号：06-6939-4931

記載内容の取扱い

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者に提供されるものです。
取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。
全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。
また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容が変更されることがあります。
重要な決定等にご利用される場合は、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお薦めします。
なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。